

No.60 2002.02.15

風をよむ

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円
郵便振替：00170-0-655767

アメリカは戦争やめろ！ 小泉は自衛隊を撤兵しろ！ ブッシュ来日抗議行動

日時：2月17日（日）13：30集合（15：30デモ出発予定）

場所：恵比寿公園（恵比寿駅徒歩4分）

主催：アメリカは戦争やめろ！小泉は自衛隊を撤兵しろ！ブッシュ来日に抗議する行動実行委員会

連絡先：沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック090-3910-4140（夜間）FAX03-3386-2203

戦争協力を拒否し、「有事法」に反対する全国FAX通信03-5275-5989（夜間）FAX03-3234-4118

日韓民衆連帯全国ネットワークTEL（夜間）・FAX03-5684-0194

許すな！憲法改悪・市民連絡会03-3221-4668 FAX03-3221-2558

同日、「有事立法一改憲阻止・反帝国連帯・反戦闘争実行委員会」による米大使館抗議闘争（午前11時）と、恵比寿公園（午後0時30分より）での集会が取り組まれます。

沖縄レポート 緊急報告・名護市長選……2

二〇〇二年一月全同盟員協議会報告……3

新しい学生運動のため左翼に要求されること……4

「党とアソシエーション論」について・その一……9

寄稿・「保安処分」の新設を阻止しよう 北村 裕……12

沖縄レポート

緊急報告・名護市長選

(早川 礼二)

選挙に負けたからと言って 基地を造らせて良いわけがない

二月三日投票の沖縄県名護市長選挙は、一月県知事選挙まで続く一連の首長選挙の第一弾。普天間基地代替施設の受け入れを表明している現職の岸本建男候補が海上基地建設反対を訴えた宮城康博候補を破って再選を果たした。

「基地問題は終わっていない」

投票日前日の午後四時ごろ。名護の市街地、沖マート前で市民集会。喜納昌吉さんのライブ、市民のアピール、宜野湾など市外からの支援者の発言も続く。総合選対の大型の宣伝カーが到着するころには数百人の人並みで交差点が埋まる。大田昌秀前知事はじめとした政代表や環境保護団体WATERFAPAN、地元商工業者の発言などが続く。辺野古命を守る会の金城代表の「負けられない闘いだ」の一言に、ひととき大きな拍手。そして宮城候補が到着する頃に集会は最高潮に。「軍

民共用空港にノーの意志表示を暮らしやすい街にするための振興策を」と宮城さんは力強く訴え。宮城さんの演説が終わる頃、雨がポツリポツリと降り出す。濡れながらじゅまる公園の駐車場に向かう。城十字路の岸本陣営の決起集会はまだ続いていた。雨の中、全体が暗くてよく見えないが、宮城陣営の数倍の人並みを感じる。地元企業や青年会・婦人会の動員らしい姿が目立つ。宮城陣営の集会婦人の行列に露骨な敵意を向ける支持者も多い。

三日の日曜日は快晴。満開の桜目当ての花見客であちこちの行楽地は賑わっていた。投票率は前回よりも5%弱下がり、不在者投票が前回の数

倍の七五〇〇にも達したことがニュースで流れる。大差の敗北が確定したその夜、一時半過ぎに総合選対からぶりでいの会事務所に戻った宮城さんはさばさばしたいつもの笑顔で「基地問題は終わっていない。闘いを続けよう」と事務所に詰め掛けていた五〇人ほどの支持者に呼びかけ、みずから乾杯の音頭を取った。

沖繩連帯を今こそ強めよう
選挙結果を伝える現地マスコミは、宮城陣営の立候補の遅れと政党内部の足並みの乱れが最後まで尾を引いたことなどを指摘しながら、「反基地疲れ」と「不況」の二つのキーワードで解説している

らせてはならない。そして、それを強いている日米帝国主義の一貫した沖縄支配の現実

も第九回普天間代替施設協議会が開催され具体的な工法・建設場所等詳細が決められよ

うとしている。着工までには数年はかかるとも言われている。辺野古の命を守る会を止めよう。

二〇〇二年一月全同盟員協議会報告

本紙(第五八号)にて、同盟第一二回総会の本年一月への延期を報告した。しかし、残念ながら半年程度の延期では、山積みする諸課題のための同盟総会開催は無理と判断し、「総会」を「全同盟員協議会」に切り替え、一月同時期に開催した。

一月全協は、はじめに昨年末に提起された、以下のような「運営委員会提案」を了承して開始された。

第一二回総会の延期と、全同盟員協議会の開催について
来年一月×日に予定していた第一二回総会を延期し、当日は全同盟員協議会として位置づけを変更して会議を開催することを提案します。

理由はおおよそ以下のとおり。
①アフガン侵略戦争に続き、米帝などによる侵略戦争が継続し、日帝もまた、これに追隨して戦争加担を深める状況の中で、本格的な反戦闘争の構造を創出する必要があること。

②上記反戦闘争は、沖縄併合三〇年、安保発効五〇年の情勢、改憲攻撃の現実化の中での、反改憲、反安保、沖縄人民自立解放連帯の闘いと結び

付けられなければならないこと。

③これらの課題は我々の全力での取り組みを要求すると同時に、我が国及び、国際的な共産主義運動の団結と、とりわけ非権威主義的左翼の結束を要請すること。

④こうした二〇〇二年の当面する政治闘争を見据えた方針の確立が焦眉の課題となっており、またこれにもとづく革命的政治闘争の構造を形成することが、わが同盟における革命的政治路線形成にとっての現実的基盤となること。

朝令暮改になつてしまふことに申し訳ありませんが、上記理由につきご斟酌いただき、位置づけの変更をご承認くださいますようお願いいたします。

第一二回総会の新たな日程については、協議会において改めて提案する所存です。

一月全協においては「一 青年学生運動を基盤にした沖縄・安保闘争、反改憲闘争、反戦反帝国際連帯活動の計画」「二 今日の共産主義運動と青年学生運動、反戦反帝国際闘争の意義」「三 わが同盟と二〇〇二年の政治組織活動計画」について

提案がなされた。とりわけ、ここ数年にわたって提起してきた「次世代共産主義運動の形成」に向け、より具体的実践的討議を行った。

いくつかの論点を例示する。

①自発的で相互的な政治的イニシアティブの形成が必要である。

②少なくとも全国的な視野と動員規模を持たなければ政治的大衆運動のダイナミズムは生まれない。

③共産主義運動とその政治結社だけが、この運動の組織を可能にする。

④非権威主義的左翼、ネオ/ポスト・マルクス主義、次世代共産主義運動実現の一步がこの活動計画である。

⑤青年学生生活者の運動から、青年労働者の運動を展望する。

ここ半年から一年の間の同盟活動を、無数の共産主義的政治結社の形成と連合を促し、共産主義運動の再建を展望しうる青年学生運動の推進を組織するために集中する。こうした政治組織活動の実践的経験を踏まえて共産主義をめざす青年を集団的に獲得することによって、わが同盟の世代交代も実現しうる。

一月全協は、これらの総括も含め本年中の第一二回総会開催を確認し、散会した。

新しい学生運動のため 左翼に要求されること

人々の期待に

応えられなくなっている

「差別・抑圧なき平等な社会の実現」、様々な理論的・思想的なバリエーションがあろうとも、結局は左翼が目指していることはこれでしかない。しかし冷戦体制崩壊以後の資本主義の一元的世界で進んでいるグローバル化の進んでいく中で、こうした目標は、おそらくかなり多くの人がその正しさを認めるにも関わらず、もはやどうでもよいものであるかのごとく事態が進行している。だからこそ左翼勢力の登場とよりにいつその活躍が期待されるのだが、しかし左翼はそれに応えることができていない。とりわけ我が国ではその傾向は甚だしいのだが、もち

ろんそれには理由がないわけではない。また現在のそのような状況においてこそ学生運動の再生は必要とされ、それが唱えられているが、しかしそれを唱えるにあたってまずは前提としておかなければならない議論がある。この前提こそ他ならぬ左翼が人々の期待に応えられなくなっている理由に関わることである。

左翼が期待に応えられなくなっている理由、その一つとして内ゲバがあげられる。これから他者たちのために働こう、差別・抑圧されている人たちの状況を救い出し、自らが見える社会のこの生き難さから解放されようと思ひ左翼陣営に加わろうとしている人たちの前で、仲間殺し、相互に抑圧しあうことをや

られていては、魅力に感じないどころか嫌悪感を催すのは予想に容易い。本人がいくら思想的確信と決意、そして任務を感じて行なっているとしても、大衆はそんなことは知る由もなく、やはり独りよがりの自己満足的な行為でしかないのではないか。こうした内ゲバ批判は現在では誰もが口にするようになっており、今さらここで取り上げる必要もない。しかし内ゲバという物理的な肉体破壊行為を反省したところで、やはり左翼陣営は今一つぱっとしない。

市民運動に寄り寄り寄り
事態は変わらぬ

われわれが生きている中で時間を重ねるごとに世界情勢は激変し崩壊の一端を進み続けているにも関わらず、党派を解消してとはいわれないが、一致団結して闘うというところにはとうてい達してはいない。日本中の左翼すべてを集めてもたかが知れているのも関わらず、バラバラのまま、大衆が見て「いったいどこが違うのだろう」と思われるほどの実践的

衆の「素直な反応」ではないか。こうした大衆の「素直な反応」にこれまた「素直」にのかつてマルクス主義を放棄しても、あるいは市民運動万歳で市民運動にすりよっても事態はあまり変わらないのではないかと思われる。

マルクス主義を捨てても
やはり変わらぬ

そもそも問題は左翼の語り方、ディスクールそのものにある。相手を食ってしまったとするその態度である。蛇が蛙を飲み込むように、相手を飲み込み、それを内在化し、相手が自分と同一になるまで溶かし吸収し、その存在が消え去るまでそれを続けようとするその態度、語り方にある。文章の書き方から喋り方までこうしたディスクールが左翼の文字に関わる世界を支配しているのだ。しかしおそらくこれは無意識のうちに行っているだろう。したがってこの責任を本人自身に負わせることは難しいかもしれない。なぜならば、

本人の知らないところでの、無意識のうちでのことであるからだ。知らぬ間に言葉によって操られているからだ。こうしたディスクールを宗教では「洗脳」という。相手を自己

と同一化させてしまうことである。左翼は自分の知らないところで自分の口から他者を「洗脳」しようとする語り方で語ってしまったているのである。こうしたことは左翼外部に大衆はいち早く察知する。ただでさえ「高みから語ろうとする」左翼の語り方は「エラソウ」だからだ。そこにマルクス主義が加われば事態はますます深刻になる。世界すべてを包括的に語ろうとする機能をビルトインさせたマルクス主義が加われば、相手の実存など捨象し飲み込んでしまおうとする作用が自然に働いてしまうからだ。それを察知した大衆はもう逃げない。しかし左翼がマルクス主義を捨て去ってもやはり事態は変わらない。

そもそもわれわれの多くは最初にマルクス主義があつたから闘っているのではない。世の中の不正、不平等、差別、抑圧状態に疑問を感じ、それを是正したいという思いから立ち上がったのであり、その思いに理論的思想的に根拠や言葉を与え、そうした世界を見通す手段としてマルクス主義に注目し、それを掲げているのである。理論や思想は個人的な生活史の中ではつねに二次的なものである。だからこそマルクス主義を捨

て去り原初的な体験のレベルまで遡りそこから始めよう、市民運動の人たちの思考のレベルまで行こうという発想が生まれるのかもしれない。はじめに「純粋な」思いがあつたとしても、その人がマルクス主義を手にしようとしたその過程の中に問題が潜んでいる。相手を飲み込んでしまおうとするディスクールである。マルクス主義は相手を飲み込んでしまおうとするディスクールを準備している。だがこうしたマルクス主義に魅力を感じ接近しようとする者とならない者がいる。接近しようとする者の多くは相手を飲み込むことを欲している者である。このような欲望を予め備えている者がマルクス主義にすりよってくるのだ。したがって問題はその本人の体質にある。マルクス主義はその本人の欲望を満足させ、加速度的に欲望を回転させるのである。一旦マルクス主義に触れた経験のある者が、自己のそうした欲望を自覚することなくマルクス主義から離れていっても事態はいっとうに改善されることはないだろう。

欲望C差異
そして権威主義について

むしろマルクス主義の接近する者のすべてがそのような欲望を持つていないのではない。その欲望を持つて持たないという違いがそれぞれの唱えるマルクス主義の差異として出てくる。同じマルクス主義といっても、そのバリエーションには様々あり、それを唱える者のもともとの欲望の差異と自己検証の程度の差異によってそこで唱えられるマルクス主義の内容の差異も出てくる。予め他者を飲み込むことを欲している者は、マルクス主義という解釈によってはいへん都合の良いものになってしまふものにとまたま出会ってしまったということではなく、それでなければならぬというものではない。他者を飲み込もうと欲する者は、ソ連で実際に行なわれていた共産党を中心としてそれを同心円的に拡大して行く思考と実践について考えたことがあるのだろうか。スターリン裁判や、密告と粛正、それらは「自分と同じでなければならぬ」という欲望を基礎にしているものに他ならない。そして本心に友人や家族で互いに監視しあい、密告しあい、粛正されるということが行なわれていたということを、普通の人がそれを知って

いるのか。知らないのならロシアでもドイツでも行ってきて、聞いてみるがいい。

革命理論なくして
革命運動なし

いうまでもなく、マルクス主義は重要である。それは所与の社会認識とは異なる別の先験的な認識を与えてくれるからだ。現行の社会から離脱し、それを相対化する効果を与えてくれるからだ。例えば「人類の歴史とは階級闘争の歴史である」というものがある。社会的な弱者が異義を唱え現状を乗り越え新しい社会をつくり出す、こうして歴史は進行するといふ考えである。強者が支配しつくり出したこの社会は一見すると何ごともなく平和裡に存在しているように見えるが、しかしその下にはそれを支え犠牲になつて弱者の存在があるといふ認識を持たせ、現状に対してつねに鋭敏にそれを洞察する力を与えてくれるのがマルクス主義である。しかしそれはあくまでも理論、超越論的な位相に属するものである。実践、これが重要であることはいうまでもない。実践を「理論の現実の当てはめ」というようなプラグマティズム的な捉え方にそも

その間違がある。そうした単純な考えがいかに間違っていたかは崩壊したソ連を見れば明かであろう。理論とは認識論的なレベルに属するものであり、新たな理論とは認識に切斷するものである。われわれは普通にしていれば既成の認識の枠組で思考する。既成の認識の枠組は現状の社会をつくり出し構成し存続させる。これを切斷し、「別の認識」を成立させる、これが理論の、新たな理論の役割である。こうした認識論的な変革は切斷が行なわれない以上、社会変革という実践はない。「革命的理論なくしては革命的運動はない」のだ。実践とはこうした理論認識論的なレベルとは異なる位相に属し、いまだ言語化されないもの、行為や身体レベルに属するものである。したがって実践が必要とされるのだ。

引き継いでくれる者をつくり出すことができないまま滅んでいくしかない。学生運動の再生の問題は、単に学生の問題だけではなく、むしろそれよりも大人たちの問題、左翼そのものの問題である。「責任を他人に押し付けるな」は全共闘運動以来当然のことであり、それができない左翼は大衆からは当然相手にされない。

それも共同主観的な存在である人間は他者と関わり合う中でしか生きていけない。しかも他者を飲み込むという同一化の作用なり欲望も人間存在につきまとう。しかしそれをやつていけば万人の万人に対する闘いの状態のままである。他者と自己の差異を認め尊重する、むしろその差異を発見することを目指す中でし

か社会は営めない。それは左翼陣営においても妥当なことであり、そうでなければ自分と異なる環境の中で差別・抑圧されている人々にまなざしを向け、相手の立場をおもひばかり、それから解放されるために手助けすることなどできるわけもない。このような当たり前のことができていないがゆえに左翼は大衆から相手にされないのだ。その挙げ句に左翼がやっているのは、相手にされない者どうして傷のなめあいである。お互いどうしの中でのみでの「相互討論」なり「批判」と銘打つた内輪だけの盛り上がりである。もちろんそうしたことはときには重要である。しかも互いの違いはあつてもそれを認めつつ実践的には団結して闘うという前提があるところではむしろ必要とされていることである。しかしわれわれの現状は、今このように激動し反動的な方向へとまっしぐらに進む世界の中で、これほど多くの民が苦しみ左翼の助けが求めている中で、大衆とは切り離されたところで内輪に閉じ籠つたまま、挙げ句の果てには「批判」という名の「けなしあい」と「戯れ」である。そしてまたもや分裂に分裂を続け、お互いのけなしあいである。そういう

つた内輪盛り上がりをついた何十年やつていけばいいのか。今何歳なのか、あと何十年生きられるのか、後に続く若者はどれだけのいるのか。「学生運動がなければならぬ」と言う前に、まず自分で、自分たちでしなければならぬことがあるのではないか。左翼運動、反体制運動を担ってきた大人たちが、自己検証しそれを魅力あるものとして大衆に示すことができない限り、若者・学生がわれわれとともに闘おうなど思うわけがない。腐敗墮落し、一部の者だけが富を独占し大多数は貧困にあえぎ、差別と抑圧が依然として存在するこの世界を変革しようと欲する若者が、先進国の中においても生きていくだけで窒息してしまいたいような生き難さを感じ異義を唱えたいと欲し、怒りを感じる若者たちの未だ具現化されることなくマクガマのように地下に潜んでいる情熱を、この社会において形を与え怒りの鋒先を定め成就させる手助けをする、彼らとともに未来の社会をつくり出すというのが本来のわれわれ左翼に任務である。そうしたことを忘れ去つて日々の仲間内の戯れに時間を浪費している左翼は、権力に弾圧されるまでもなく、もはや自己の意志を

「平等」そして「平板」
忌避される「指導」

「差別・抑圧なき平等な社会の実現」はわざわざ左翼や共産主義者が唱えるまでもなく、誰でもその正当性を認める理想である。左翼はこの誰でも認めるこの「正義」が実現されていないことに違和感や怒りを感じ体制に対し異義申し立てし変革を実現しようとする者ではない。現在かなり多くのところで「差別・抑圧なき平等な社会」が実現され、それまで差別・抑圧されてきた人々が一定の解放を勝ち取ることができるようになつてはいるが、そこにこのような左翼の存在意義と地道な実践がそれなりに貢献してきたのではないかと思われる。もちろんこの理想は現在においても十全に実現されて

いるわけではなく、資本主義の一次的支配の下で進んでいるグローバルゼーションの下では貧富の差や抑圧状態はますます深化している。こういった状態に対し警鐘を鳴らし人々ともに変革を目指すのがわれわれ左翼の役割である。とはいえ国内に目を移してみれば、以前に比べれば様々なところでこれまで認められてこなかった様々な人々の権利が獲得されている。もちろん、民主主義や自由、そして人権というものは資本主義が自己発展するために必要不可欠なものとしてある。自己の発意で自由に動き回る労働者の存在、これを下支えする様々な権利は、アナキックな資本主義が様々な障壁を乗り越えて発展するためには必要となるものであるがゆえに、このように与えられてきたものであるとも言える。しかし仮にそうであったとしても、やはり様々な権利はないよりある方がマシであり、一人の人間が人間であると認められるのは当然である。そこで現在われわれの前に広がる世界は一応は「平等な」社会とされているものである。しかしときにこの社会は「平板な」社会であるとも言える。

「平等な」社会とされている。「平等」であるがゆえに本来人間の社会的関係においては上下はないとされている。こうした社会が実際に実現されていけば実に喜ばしいことであり、それを目指し、それを理想とすることも正しいであろう。

「指導」なるものが早や
共同主観性

ところで左翼党派には昔から「指導」という言葉がある。現在学生運動をする若者はこの「指導」という言葉を忌避する。ついでに実際に「指導」することもない。「指導」という言葉にはつねに指導する者と指導される者という対が存在する、と考えられている。そこには必然的に上下の人間関係が出来上がつてしまふ、と考えられている。それは不平等が支配する世界である、それは良くない、こんなふうに一応「平等」とされている社会で生れ育つた若者たちは考え「指導」という言葉を忌避し実際に「指導」しないだろう。そして「私一人がやればいい」ということで少数の者たちだけでまともやり、他者たちに呼びかけないという手法に落ち着く。もちろんこうした「指導」に対する忌避は、ソ連東欧におけるネガティブな事実が、そして左翼がこれまで行なってきたことも大きな原因がある。ソ連東欧にお

いては一部のエリートは大衆を「指導」し、支配し抑圧していた。日本の左翼はやはりいつも威張っていた。すべての左翼とはいわぬが、愚かな大衆を正しい方へと導いてやろうとばかり「指導」という名の恫喝をつねに行なっていたからである。歴史法則というヘーゲルマルクスの歴史認識を持つている左翼は「無知な」大衆にそれに従つた人生の歩み方を教えてやろうとばかり高見から大衆を「指導」しようとしてきたからである。それがすべてまやかしてあり、多くの悲惨な事態を生み出してきたということが白日の下にさらされた現在、「指導」という言葉と実践は忌避されることになったのではないか。

が挫折していく中で、生協建設は喰う為の受け皿であると同時に、地域での階級形成、コミュニティづくりへと夢を託したのであった。もちろん、当時の限界として、革命の兵站論を色濃くもちながら、「活動家を食わしていく」という実利的な意味と、資本主義の市場経済に風穴をあけるというロマンが同居していたのも事実である。共同購入活動の実践を通じて、地域の組合員との相互扶助、「新しい社会運動」との出会い、反原発、地域選挙への参画など協同組合の協働の場面を少なからず経験し、協同組合活動の手ごたえを実感する機会は多々あった。

だが、こうした実践的な協同組合へのアプローチは、情況派の分裂によって、中断された。旧遊撃派の立場に位置した私たちは、協同組合論を党の路線として方針化することを放棄し、生協細胞をかかえながらも運動論として確立することができなかつた。以来、生協運動にあつて、生協の建設に没頭する部分と、党の活動が完全に乖離し、結果としてそれが生協の発展と拡大に繋がっていったともいえるだろう。(それは共産党系の生協も同様である)しかし、生協の組織の拡大は、生協の組合員の運動の発展と一致するわけではない。七〇年代からの、「こうした地域の協働活動の経験は、八〇年代の「代理人運動」(生活クラブ生協などを中心とした地域選挙運動)や反原発運動をピークに、徹底した後退期に入る。

バブル経済の好景気に支えられた生協組織の発展は、市場経済の論理と決して無縁ではなかつた。供給高の飛躍的発展に対応するためには、供給高

に対応した物流のインフラ建設が必要となる。また、既存の流通業・小売業に対抗するためのコストダウンは不可欠となり、生産・流通のスケールメリットを求めて、各地に生協の連合会が形成されていった。普通の資本の論理である。いまや全国一七〇〇万人ともいわれる生協組合員をかかえ、自らを「生協陣営」と豪語するまでにいたっている。生協組織の発展とは裏腹に、組合員の自主的な社会運動への関りは、衰退した。遺伝子組み換え食品に対する運動など、直接生協の利害に直結する運動以外は、排斥されるようになった。市場外流通の実現を目指した産直運動も運動というよりは、システムになった。解体した社共と代わり、いまや民主党のレベルがその政治基礎となつている。だが、中には世直しの問題意識に燃えている幹部職員もいる。消費生活協同組合運動は、資本主義社会の対抗勢力としてもう一度組みなおすことができるのか、資本主義経済に埋没するのか、その岐路に立たされているのである。

二、政治革命の否定は、変革の放棄

歴史的に見れば、マルクスの時代には、株式会社が画期的であつたように、いくらマルクスが協同組合を本来評価していたと証明してみても、資本主義との対抗概念として協同組合論にアプローチするのでなければ、協同組合もたの私企業にすぎない。もし、かつての革命戦線が協同組合に着目するならば、今日の生協運動の経緯を少なくとも総括し、かつ、資本主義の対抗概念としてど

う立て直すのかを提起しなければならぬ。この点について旧赤報派(RG)の榎原均氏はアプローチの過程をこう述べている。

「従来の共産主義運動を社会革命の戦術というレベルで特徴づけるとすれば、それは政治的意思の力で、商品、貨幣、資本を廃絶しようとする試みであり、脱商品化の路線の一つとして捉えることが出来る。これに対し、新しい社会運動は、商品から貨幣を生成させる商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為を無用とする社会的諸関係を迂回して形成することで、商品、貨幣関係を死滅させる戦術を作り出している。」「政治権力を奪取するところからしか社会革命は始まらないとする、伝統的な共産主義運動の戦術は、封建社会で開始されたブルジョア革命を、プロレタリア革命にまで永続させるといふ、永続革命論から出発している。」「永続革命の戦術が一九一七年ロシアで成功し、その後、ソ連邦が成立し、ポリシェビキ党のもとに第三インターナショナルが形成され、世界の共産主義運動を鼓舞した。これによって引き起こされた資本主義の危機に対応し、ブルジョア階級は、資本制の外被を社会化することと体制を維持してきた。」「もともと、共産主義運動の理念は、階級の廃止であり、その土台となつている商品、貨幣、資本の廃絶であつた。スターリン主義をはじめとする既成の共産主義運動は、この共産主義の理念を実現する実践的展望をもつことができなかった。」「商品からの貨幣の生成が、商品所有者の無意識のうちでの本能的共同行為による、という価値形態の論理に従えば、政治権力を規制して、対抗する組織である協同組合が衰退する国民国家にとつて代わるでもよいのであろうか。さらにワークアズ・コレクティブなど生産協同組合が賃労働に変わる労働を提供し、消費者の産直運動が一般市場とは別の、もう一つの流通を作り出し、農業保全の役割と工業中心の日本の経済システムを変える力となつている、という論理である。生協の産直運動がはじまつて30年ちかくなると思うが、その後の経緯と現実について説明してもらいたいものである。グローバル経済の発展が国民国家の衰退の根拠の一つとして説明されるのは理解できるが、単一の世界市場に帝国主義がどのようなかわり、現実には貧富の差が一層拡大し、世界中に戦争の火種を撒き散らしていることにも触れてもらいたいものである。低開発国の僅かな資本がグローバル経済の餌食になつていくときに、先進国消費者のグリーン・コンシューマー運動や不買運動で対抗しようというのだろうか。

旧赤報派は、赤軍派同様、対権力闘争と自己集団との関係でしか、革命闘争を位置付けることができなかつた。階級主体の建設やその視点を放棄したまま自己破産した。当時、彼等の資本主義批判は、遊撃派の理論にも影響をあたえたといえ、資本主義とそれを擁護する国家権力との闘争の枠でしか世界を見ようとはしなかつた。現実の社会運動とは無縁な世界で自己破産を遂げたのである。

「マルクス主義の社会変革の理論は(中略)政治権力を掌握してから社会変革へ、という大枠で

という意志の力でこれを廃絶しようとするということに背理が含まれていた。」「脱商品化ではなく、脱物象化の運動が形成されていくことで、商品、貨幣、資本の廃絶の実践的展望が明らかにされた。政治権力を獲得するはるか以前から、資本と国家に対抗する運動を、脱物象化されたアソシエーションを軸として形成していくことで、社会革命を日々押し進め、同時に、国家の政治的権力を脱力させていくことが課題となつている。」

(以上、「二世紀の社会運動の綱領草案」骨子)

ロシア革命と第三インターナショナルの路線の誤りを認識した私たちからすれば、「国家権力の意思」だけによって商品、貨幣、資本を根絶しようとした一面を批判することは必要だと思ふ。しかし、「資本と国家に対抗する運動を、脱物象化されたアソシエーションを軸として形成していくことで、社会革命を日々押し進め、同時に、国家の政治的権力を脱力させていくこと」なる論理には到底同意できない。そもそも「脱物象化されたアソシエーション」とは一体何を指すのか、どんな運動を想定しているのだろうか。既存の生協運動に加えて、生産協同組合や高齢者協同組合、また、最近では「地域通貨システム」などの理論と実践が一部で広がりを見せていることも事実である。協同組合が地域と結びついて、さまざま広がりを見せることは歓迎されるべきことではあるし、私たちの地域運動の中でも大事な契機であることは疑いない。だが、「新しい社会運動」に過度の期待をかけ、物象化された相を人為的にコン

トロールするかのような議論もまた意味がない。広松渉に習えば、物象化とは、人と人との間主體的な社会的関係が、物と物との関係であるかのように倒錯された世界であり、人と人との関係が自然成長的であるかぎり、必然的なものである。資本主義社会は、この物象化が幾重にも累乗化され、堆積されたその展開形態に他ならない。ヤマキシズムの運動の閉塞的な破綻に追い込まれたのは、それこそ物象化された相を人為的に断ち切つたからである。脱物象化のアソシエーションとは、資本主義社会のなかの中空の共同体ではない。

加えて、資本のグローバルイズムに対する信じられないような楽観主義についても指摘しておこう。「グローバル経済は国民国家と国民経済を超えており、国民経済に対して企業としての社会的な責任をもつ根拠がなくなつていきます。だから、栄えれば栄えるほど国民国家と子組経済を弱めることになります。(中略)グローバル経済といえども私たち最終消費者に商品を買ってもらわなければ成り立ちません。だからグローバル経済が好き勝手しようとしたとき、消費者がどうするかが大きな問題であり、したがつてこれを規制するのは消費者が生活者として現れたときでしょう」(二世紀の協同組合運動の課題)

三、階級形成・社会革命と政治

「消費が生産を選択する」という榎原氏は、消費者の意志の力がグローバルイズムの身勝手な生産

「共通」(協同組合運動と社会変革)という議論は、そのまま自分たちの革命戦争路線のことであり、ブントの中での過渡期世界を巡ってのさまざまな議論をひとまとめにして総括されてしまつてはたまらない。ましてや社会革命の本身は、なにも経済システムの変更や商品、貨幣、資本の廃絶だけにとどまらない。社会、文化、宗教、民族など膨大な分野で、共生と矛盾の解消に努力し闘争しなければならぬのである。党も物象化された世界と無縁ではありえない。私たちが提起しなければならぬ階級形成と社会革命とは、(共産主義の高段階での)階級の廃絶という根本問題にいたらなければならないと同時に、いまの現実の運動

や組織の中に社会革命の実践が内包され、問われるのである。
榎原氏の論理は、結局のところ旧赤報派と同様に、党(自己)と資本主義批判の関係をしか世界を見ていない。党の綱領と唯物史観の法則的理解がすべてであり、大衆の意識や力(これが政治である)は法則の外に排除されるのである。
だが、こうした傾向は私たちを含めた新左翼のとらわれていた不遜な教条性に根拠があるのであって、まずは、自己反省の立場から榎原氏のアソシエーション論に言及してみた。もともとブントは、協同組合論には、軽視ないしは否定的な見方をしてきた。しかし、協同社会研究会の樋口篤三

氏のように、永年にわたり協同組合の運動を實踐し、グローバルゼーションへの対抗社会を真剣に提起を行ってきた人々からは学ばなければならぬと思つてゐる。理論的な系譜が異なるうとも、過去の経緯をきちんと明らかにし、現実の運動にかかわる実践を行つてゐる人々とは、積極的に交流していきたいと思う。その意味で、今後アソシエーション論について、ブントの中でも議論し、学習していきたい。
次号では社会革命のイメージをより豊富化し、階級や差別のない自由な連合・共生社会へのアプローチを試みてみるつもりだ。

「保安処分」の新設を阻止しよう

寄稿 北村 裕

一 はじめに

連日にわたるアメリカ帝国主義によるアフガン攻撃のニュースの陰に

隠れていたが、昨年六月八日の大阪・池田小児重傷事件以来、「保

安処分」攻撃は急ピッチで進行している。
「保安処分」とは、裁判所の判断で人に害を加える恐れのある「精神障害者」の再犯を防ぐためとして治

療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。これまで、一九六一年(改正刑法準備草案)、七二年(刑事特別部会「改正刑法草案」)、七四年(法制審議会「改正刑法草案答申」)、八一年(刑事局案)と「保安処分」攻撃はかけられてきたが、「病者」や医療労働者、市民の力によって阻止されてきた。
しかし再び、昨年一月より保岡興治(元法相)の提唱の元、「重大な犯罪行為をした精神障害者の処遇決定及び処遇システムのあり方について」、法務省と厚生労働省の合同検討会が開かれていた。ここでは二つ

の検討事項があげられた。第一は、「精神障害に起因する犯罪の発生を予防するための方策の検討」、第二は、「重大事件を犯した精神障害者の処遇の決定と処遇システムのあり方の検討」である。

療に関するプロジェクトチーム報告書」が報告された。これに基づき、法務省は特別立法として法案を作成して、今通常国会での成立を目論んでいる。
法案は現在のところ公表されていないが、政府は「重大な罪を犯した精神障害者に対する新たな処遇システムは、入退院や治療の要否を裁判官と精神科医の合議によつて判断する方式を採用する方針を決めている」(二〇〇一年二月二七日「朝

医師に握られている、等々。このような精神病院の密室性、拘禁性、及びそれと一体のものとしてあつた病者の自発性や権利の剥奪を、かつて若手医師達は「金沢学会」(日本精神神経学会金沢大会、一九六九五)において告発した。一九六〇年代後半の日本の階級闘争が高揚していた時に、その影響のもとに、収容所的な精神医療の状況、およびそれを支える大学の医局講座制および医療の

である。現在の精神病床数は、人口一人当たり二八床で、諸外国と較べると著しく多く、病床数を削減しつつある世界の動向に逆行するものである。ちなみにアメリカ五床、イギリス九床、フランス一二床、イタリヤ五床である。また、日本ではその病床の八九%を民間病院が占めてゐる。この民間病院への依存は、日本の精神科病床数が減らない大きな原因をなしている。

今池田小学校の事件後すぐに、小泉は刑法の見直しを指示し、対策本部を設置した。現行の刑法では、容疑者、被告は心神喪失と判断されれば不起訴や無罪になるからである。

日新聞 朝刊。
本稿は、日本の精神医療の現状とその中で「保安処分」の動きについて報告し、「保安処分」新設を決して許さない闘いに決起することを訴えるものである。

精神病院の実態を少し数字を上げてみてたい。二〇〇〇年現在の精神病床数は、三万七〇〇〇床である。一九七〇年二万七〇〇〇、一九八〇年三万八〇〇〇、一九九〇年三万九〇〇〇と推移しており、一九六〇年代に飛躍的に増えたことが分かる。それは、一九六〇年代の高度成長期に、労働力にならない「精神病者」に対する隔離・収容政策の結果がこの数字にあわられているわけ

次は精神科の平均在院日数を見ると三五七日で、一般病床の二三日に較べると、近年漸減傾向にあるとはいえ飛躍的長期にわたつてゐる。その上、医師や看護者の数は精神科特例として、一般科と較べて少なくともよいことが公認されている。一般科では病床一六床に一人の医師がいなければ認可されないが、精神病院ではその三分の一でよいと、医療法で認められているからである(最近、総合病院などでは廃止されたが)。従つて、精神科では患者約五〇人に医師一人いればよいということになり、実際はそれすらも守られていないというのが実態である。看護者の数は、一般科では三人に一人の看護者が必要(基準看護)なのだが、精神科では、四対一で、有資格者は五

二 日本の精神医療

今日、「こころ」の問題の重要性が指摘され、精神科の敷居もかつてなく低くなり、身近なものとなつてきている。しかし、その一方で精神病院は、依然として外界から閉ざされ、非日常的な空間を再生産し続けている。外の世界から鍵によつて病者は隔てられており、窓に鉄格子が嵌められ、隔離された空間の中を、

更に重い扉で隔てられた「保護室」の存在、そこでは便器が廊下から丸見えとなつており、自分で水を流すことも出来ない、服薬の時間となると一列に並んで薬を飲まされ、タバコも本数が決められ時間ごとに手渡される、又外部との通信手段である電話は、ナースステーションの前にあり、外出や外泊等の一切の権限は

果がこの数字にあわられているわけ

である。現在の精神病床数は、人口一人当たり二八床で、諸外国と較べると著しく多く、病床数を削減しつつある世界の動向に逆行するものである。ちなみにアメリカ五床、イギリス九床、フランス一二床、イタリヤ五床である。また、日本ではその病床の八九%を民間病院が占めてゐる。この民間病院への依存は、日本の精神科病床数が減らない大きな原因をなしている。

対一でよいとされている。
このように、少ない医療従事者の下、狭い空間に長期に閉じ込められ

三 「精神衛生法」と「精神保健福祉法」

長い間、日本の精神医療を規定する法律として「精神衛生法」(一九五〇年制定)があり、この法律により「精神病者」は強制的に隔離・収容されていた。すなわち、措置入院と同意入院(現在は、医療保護入院)という強制入院の規定がそれである。「措置入院」は、鑑定医により「自身を傷つけ」または「他人を害する恐れ」があると認められれば入院させることが出来、「同意入院」とは、医療及び保護のため入院が必要と認められると、本人の同意がなくても保護義務者(家族)の同意により入院させることが出来るものである。そればかりか、この「精神衛生法」は、一九六四年のライシヤワ

てきているというのが、今日も続いている「隔離・収容」の精神医療の実態なのである。

三 「精神衛生法」と「精神保健福祉法」

ところが、一九八四年には、このような日本の精神医療の実態が国際的に批判されるような事態が明るみに出た。患者に対する殺人事件をはじめとする様々な不祥事件を伴った「宇都宮病院事件」が告発されたのである。国連人権委員会の「少数者の差別防止と保護に関する小委員会」(一九八四年)、その他の場で、日本の精神医療の遅れと「精神病患者」への人権の無視が指摘された。これが大きなきっかけとなり、厚生省は「精神衛生法」の「改正」を行い、一九八八年に「精神障害者の人権を保障し、社会復帰を進めるため」を目的に、「精神保健法」として施行した。新たに「任意入院制度」が取り入れられ、更に精神障害者の人権の擁護として、入院時の権利の告知義務、面会、通信の自由、拘束や行動制限は指定医の指示に基づくこと、又都道府県に第三者機関として「精神医療審査会」を設け、病状審査や不服申請が行われるようになった。

た。その上、社会復帰の促進に対しては、「援護寮」「福祉ホーム」「授産施設」が法内施設として補助金の支出が定められた。その後、一九九五年には「障害者基本法」が制定され、この中で「精神障害者」が明確に「障害者」として位置付けられ、「障害者福祉」の対象者として明文化され、これを受けて「精神保健法」は「精神保健福祉法」と名称が変更された。

三 「精神衛生法」と「精神保健福祉法」

ところで、「精神保健福祉法」は、患者の人権の擁護や社会復帰の促進が新しいとされた中味であるが、基本的にこの法律が、強制入院を定めた法律であることに変わりはない。第一に、この法律の対象となる「精神障害者」であるが、それは具体的には、「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有するもの」とされている。この中には、医学的概念を否定された精神病質(今日的には、人格障害)や精神疾患という言葉を使い、対象の拡大が計られている。誰もが、この法律の対象になりうるといえよう。第二には、「措置入院」の規定が依然として定められている。「措置入院」は、二人の指定医の判断に基

づき、「入院させなければ精神病者のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れがある」ものを都道府県知事の権限で強制的に入院させることが出来る入院形態である。「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な言動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れがあると認められたものを発見したときは、直ちにその旨を、最寄の保健所所長を経て都道府県知事に通報しなければならぬ」(「精神保健福祉法」第二四条)と書かれており、明らかにこれは、「精神障害者」に対する「保安処分」といえる。ここで他人とは、「自己以外の全てのものを指すが、必ずしも個人的法益の侵害のみではなく、社会的法益を害する場合」も含まれており、またこの「恐れ」の認定は、決して可能なものではなく、恣意的なものであることは言うまでもない。

三 「精神衛生法」と「精神保健福祉法」

こればかりではない。精神科の入院は、ほとんどが強制入院(措置入院、医療保護入院、仮入院、応急入院)である。本人の意思に基づく「任意入院」ですら、指定医の判断により七十二時間の退院の制限を受けるのである。

更に、九九年の「精神保健福祉法」の改悪により、「移送制度」が新設された。これは、「精神障害者」を本人の同意がなくても、都道府県知事の権限で車両搬送により精神病院に強制的に入院させることが出来る制度である。すなわち、「都道府県知事は、…精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければそのものの医療及び保護を図る上で著しく支障があるものであって、当該精神障害

四 「保安処分」の新設を阻止しよう

法務省が公表した法案の概要は次のようなものである。

重大な触法行為をした精神障害者の処遇に関する法律案(仮称)の概要
心神喪失者の状態で重大な触法行為をした精神障害者について、社会復帰をはかるとともに同様の行為を防ぐための治療及び社会における適切な処遇が確保される体制を整備するための措置を講ずる。

一 背景
平成一三年六月に発生したいわゆる大阪池田小等無差別殺傷事件を契機に与党三党が設置したプロジェクトチームにおいて、同年一月、重

のために(任意入院)が行われる状態にない判断されたものに付き、…本人の同意がなくても、…精神病院に移送することが出来る」(第三四条)と規定され、保護者の同意の有無に応じて、医療保護入院または応急入院をさせるために応急入院指定病院に移送することが出来るとしたものである。これにより、「強制入院」の閥口が広げられた。

四 「保安処分」の新設を阻止しよう

大な犯罪に当たる行為をした精神障害者の処遇の問題について、このような精神障害者の入(通院)の可否、通院の可否等を決定する新たな判定機関を地方裁判所に設け、処遇の決定のための手続を創設すること、退院後のアフターケアのための体制を確立すること等を内容とする報告書が取りまとめられたところである。また、その席上において、座長より、このような新たな処遇制度を整備するため、政府において、早急に必要法案を国会に提出するべきであるとの意見が述べられた。

二 概要
(一) 心神喪失又は心神耗弱の状

態で殺人、放火等の重大犯罪にあたる違法な行為をした精神障害者で、不起訴処分となり、又は無罪等の判決が確定したものについて、検察官が、地方裁判所に対し、審判の開始を申し立てるものとする。
(二) 審判は、裁判官のほか、精神科医が関与して行うものとする。
(三) 地方裁判所は、対象者について、入(通院)の可否、退院の可否、処遇の終了等を決定するものとする。

四 「保安処分」の新設を阻止しよう

(四) 入院治療決定を受けた者は、専門治療施設において、その病状等の応じた適切な医療、社会適応訓練等を受けるものとする。
(五) 通院治療を受けた者及び専門治療施設から退院したものは、専門治療施設による適切な医療を受けるとともに、継続的な治療を確保するための保護観察書による観察等に服するものとする。

三 施行期日 検討中

その後、法務省の方針として明らかにされているものは、以下のようなものである。
一 精神保健監察官を新設
「殺人や放火などの重大犯罪を起こした精神障害者が心神喪失を理由

に無罪・不起訴になった場合の処遇見直し問題で、法務省は二六日、処遇決定後の投薬治療などのアフターケアを指導する『精神保健監察官』(仮称)を新設し、全国五〇カ所の保護観察所に配置する方針を固めた。現行の保護監察官と別枠で、精神障害者の社会復帰を支援する精神保健福祉士(P.S.W.)の有資格者の中から採用する。…法務省は当初、各観察所に配置されている保護監察官(約六〇〇人)の活用を検討したが、与党内から『処遇対象者のケアは治療行為の延長で、従来の犯罪更正の仕組みを準用するのでは不十分』(公明党議員)といった指摘が出たため、犯罪の再発防止と社会復帰に向け、専門知識をもつ精神保健福祉士の活用が適切と判断した。」(二〇〇二年一月二七日『東京読売』朝刊)

四 「保安処分」の新設を阻止しよう

二 重罪犯した精神障害者、入院期限設けず
「治療施設への入院や通院を命じる要件として『再犯の恐れ』を明記した上で、入院期間には上限を設けず、六ヶ月ごとに裁判所がその必要性をチェックし延長する。…入院、通院の治療は厚生労働省が指定する特別の施設で行う。その管理者は

特別の施設で行う。その管理者は

『再犯の恐れ』がないと判断した場合、直ちに退院許可を、あると認められた場合は六ヶ月ごとに裁判所に入院継続の許可を、それぞれ申し立てなければならぬ。一方、通院治療命令を受けた人の生活指導や経過観察は、全国の保護観察所が担当する。通院期間の上限は延長も含め五年度になりそう。通院者に『再犯の恐れ』が認められた場合は、保護観察所長が裁判所に入院の申し立てをし、改めて処遇が決定される」(二〇〇二年二月三日『朝日新聞』朝刊)

このような内容の特別立法として「保安処分」は制定されようとしているが、基本的な問題点は以下のようである。

第一に、保安処分とは犯罪に対する処罰ではなく、将来再び起こす犯罪の危険性に対して行われる処分である。それは犯罪結果に対して処罰が決められる刑法の思想とは決定的に異なるものである。

第二に、病状に伴う切迫した危険以上の再犯可能性を予測することは出来ないのである。その上、精神障害者の再犯率が、一般犯罪者の再犯率より高いという根拠はない。公表された資料は、精神障害者の再犯率が少ないことを示している。

第三に、このように「精神障害者」に対して、再犯の危険性を事件として予防拘禁するのは、「精神障害者」差別そのものである。まさに、「保安処分」は、「精神障害者」に対する差別・偏見に基づくものである。

第四に、入退院を裁判所の判断とすることで、精神障害者、精神科医療を司法に従属させるものである。法案は「専門治療施設」に医療施設の性格を持たせようとしているが、蓋しその判断は、社会防衛的、公安的なものとならざるを得ないものである。

すでに述べてきたが、日本の精神科医療の水準は一般医療の水準に較べて、極めて貧困な状態に置かれている。措置入院をはじめとした強制医療が殆どであるにもかかわらず、精神科特例の元でその医療が行われている現状こそが、問題なのである。これこそがはなはだしい人権侵害を示している。言うまでもなく、矯正施設にも多くの精神障害者がいるが、そこでの精神科医療は尚いっそう貧困な状況のまま放置されている。その上医療そのものが欠落している所すらある。

このような現状にある精神科医療をそのままにして、「重大な触法行

為をした精神障害者の処遇に関する法律」(「保安処分」)を認めるわけにはいかない。

「保安処分」新設を断固阻止しよう!

(二・三・二〇〇二)